

7章 幕藩体制の成立

問題

解説

【着眼点】

「禁中並公家諸法度」に関する設問であり、基本的知識が問われている。一橋大の問題の場合、ある一時点ではなく、その前後との比較という視点が必要になるので、テーマ史の学習もしておこう。

【知識の整理】

● 3つの大綱

大坂落城から間もない 1615（元和元）年閏 6 月、幕府は一国一城の制を布き、さらに翌 7 月、大名・朝廷・寺社という日本の頂点を形成する 3 勢力に対する統制令を出した。

大名に対しては「武家諸法度」13 カ条が出され、「文武」・「治国」などの理念を示し、「法」が「理」に優越するという法重視の立場をとり、「政務之器用」を治者の人選基準とするという能力重視の立場に立っている。

寺社については、諸宗の本山に対して統制令を出し、宗派によって様々な統制と指示を加えている。

禁中並公家諸法度は、日本の歴史上初めて天皇の行為を法的に規定した法度であること、またその法度を制定する主体として將軍権力が成立したものとして評価されている。1615（元和元）年 7 月に定められ、全 17 カ条である。大御所徳川家康・將軍徳川秀忠・前関白二条昭実が連署した。室町幕府の先例を踏まえ、江戸時代の朝廷の法的枠組みを作ったものである。

● 天子御芸能の事

第一条は、鎌倉時代に順徳天皇が著した朝廷の儀式や政務の有職故実書である『禁秘抄』の「一、諸芸能事」からの引写しである。「芸能」とは、学芸・武芸・農芸などを含む知識と技能のことである。内容として協調されているのは古道と和歌で、「我国の習俗」を最も深く認識すること、つまり日本固有の文化を一身に体現するのが天皇だとされた。

しかし、ここで天皇に求められた「御学問」とは、朝廷の「御政事」、すなわち国家の祭祀・儀式・典礼そのものを目的として行われるものであり、天皇を単に文芸へと疎外させることを目的としたものではないことに注意したい。

● 武家官位の独立

第七条では、武家の官位を公家官位と切り離すことを謳っている。すでに 1606（慶長 11）年に家康は、武家の官位は家康の推挙なしには一切叙任しないよう申し入れていた。豊臣政権が抱えていた問題の 1 つは、武家が官位の頂上を独占してしまうということであったが、武家官位を公家官位と切り離してしまえば、公家の反発はやわらげられるし、武家の官位を一手に

掌握できる。これは朝廷と大名たちとの直接のつながりを断つ方法でもあった。

家康は既存の官位制をそのまま高く登ることはやめたが、天皇が発給する官位と家筋そのものの効果を否定したわけではない。征夷大将军も官職であり、その取得によって彼は不動の体制を確立しようとしたのである。官位は、石高知行の大小によって表される大名の上下関係を、さらに古代以来の律令制度の基準も借りて補完するものであった。ここで大事なのは、武家に与える官位の運用権を、幕府の手で確実に握ることだった。

これにより、江戸時代は2つの種類の官位制が存在することになった。1つは京都の朝廷というごく狭い世界に存続した公家官位制である。ここでは摂関制や院政がまだ生きていた。そしてもう1つは、国土の実際の領域支配者である大名を上下に区分けするための、武家官位制である。しかし、武家に官位を叙任するという儀礼的行為は朝廷の役割として残された。

●改元

第8条では改元について、当面は漢朝の年号から選ぶこととし、いずれは「本朝先規の作法」によって菅原氏などが元号候補を勧文した上で決定すると規定した。改元は天皇の職務とされたが、年号は単なる日月計算の区切り目ではなく、吉凶の観念を表現する方法でもあったからである。

現在、改元は1979（昭和54）年に制定された元号法に基づき内閣が行っている。元々改元は天皇の権限だったが、鎌倉時代後期以降は幕府が干渉し、江戸時代には將軍が元号を内定し、天皇が認可する形をとった。また元号自体は明治天皇以降は天皇一代に一元号という一世一元の制となった。それ以前は、^{しょうすい}祥瑞・代始・災異・革命などの理由により改元が行われた。

祥瑞改元はめでたい前兆が現れたことによるもので、これは平安時代以前に行われていた。代始改元は天皇の即位の翌年に行うもので、例外的に即位年に改元を行ったこともある。災異改元は天変地異が起こったことへの縁起なおしによるものである。革命改元と革命改元は、^{しん}辛酉革命、^{かつし}甲子革命に当たる年は大きな変革があるとしてそれを避けるために改元が行われたものである。

●紫衣事件

第16条では紫衣（朝廷から許される最高位の袈裟）を与えられる寺の住持職について、先例に準じて器用や戒臍（年序）などを考慮すべきことが規定されている。紫衣が近年乱れているので人選に注意をするよう述べており、寺社法度の中でも、それぞれの宗派・寺格を守ることを指示している。高僧に紫衣を与えるのは朝廷の権限の1つであったが、幕府はそれに制限を加えた。しかし後水尾天皇がこれまで通り、幕府に無断で大徳寺の僧らに紫衣着用を許していたことが明らかとなり、幕府はこれを無効とした。

それに対して、大徳寺の沢庵宗彭・江月宗玩らが抗議したが、1629（寛永6）年7月、幕府は沢庵を出羽上山へ流罪にした。この事件は幕府の法が天皇の勅許を越えることを見せつけ、後水尾天皇譲位の引き金となった。後水尾天皇の興子内親王（^{おきこ}めいしう）への譲位は、幕府の圧力というより、天皇の抵抗としての意味を持った。しかし、天皇1人のクーデタともいるべき譲位強行は、將軍の権力に打撃を与えることはできなかった。

【解答のポイント】

(1)

豊臣政権：天皇の権威を利用して全国支配を正当化

→後陽成天皇を聚楽第に招いて諸大名に自身への忠誠を誓わせる

徳川政権：天皇・朝廷の職務を制度的・儀礼的なものに限定して政治の実権を握る

(2)

大名が朝廷から高い官位を得て朝廷と結びつきを強めるのを防ぐ

⇒自らが武家の頂点に立ち、支配を貫徹

(3)

改元が行われたのは、天皇の代始め、災異の発生、干支が辛酉・甲子に当たるとき

明治以降は一世一元の制に

(4)

朝廷が幕府に無断で高僧に対して紫衣を与える

⇒幕府は無効とし、抗議した大徳寺僧沢庵宗彭らを流罪に

⇒後水尾天皇は抗議して明正天皇に譲位

解答例

(1) 豊臣秀吉が関白に就任し、さらに後陽成天皇を聚楽第に招いて諸大名に自身への忠誠を誓わせたように、秀吉は天皇の権威を利用して全国支配を正当化した。一方徳川幕府は、形式的に天皇の権威を利用して諸大名への統制力を確保しながらも、天皇・朝廷の職務を制度的・儀礼的なものに限定して政治の実権を奪った。(2) 武家の官位を公家官位と切り離すことによって、大名が朝廷から高い官位を得て朝廷と結びつきを強めるのを防ぎ、武家支配を貫徹しようとした。(3) 江戸時代には、天皇の代始めや災異が起きたとき、また干支が甲子や辛酉のときに年号が改められたが、明治維新の際に一世一元の制が定められ、天皇一代に一年号となった。(4) 朝廷が幕府に無断で高僧に対して紫衣を与えたため、幕府は法度に違反しているとしてこれを無効とし、抗議した大徳寺僧沢庵宗彭らを流罪にした。これに怒った後水尾天皇は抗議して明正天皇に異例の譲位をした。

(390字)

添削課題

解説

【着眼点】

後期封建社会である江戸時代の政治制度である、幕藩体制の基本理念を問う問題である。

- (A) 江戸時代初期、とくにどのような内容で大名の取締りがなされたかという問題。2つの事項を述べるにしても、その基本理念は「大名を厳しく統制する」ということにある。全国支配において、頂点に將軍が位置するという支配機構が確立すると、続いて必要となってくるのは、いかにその体制を維持するかということである。大名の離反を防ぐとともに、大名の連合による勢力の強大化を、体制の整備によって防ごうとしたのである。
- (B) 江戸時代初期に、末期養子が禁じられていた理由を問う問題。設問文には「封建社会の主従関係のあり方」という観点から答えるようにといふヒントがあり、これを中心に考えることで、答えやすくはなっている。「封建社会の主従関係のあり方」を考え、さらに押し進めて、江戸時代における主従関係のあり方ということで考察してみよう。

【知識の整理】

(A)

大名が連合して、幕府を倒すことを防ぐために、大名の離反を防ぎ、大名を統制することを基本理念として、1615（元和元）年、武家諸法度が整備された。同時に、一国一城令が出され、1領国1城という趣旨が徹底された。これにより大名は、居城を除く他の城をことごとく破却することになった。また、姻戚関係により大名が連合を結び幕府に対抗する勢力を築くことを防ぐため、私的婚姻が禁じられた。さらに寛永令では、貿易による大名の富強化を防止するため、500石以上の大船建造が禁止された。

武家諸法度は家光（→寛永令）、綱吉（→天和令）、家宣（→宝永令、新井白石による）、吉宗（→天和令）により主な改正がなされた。新井白石が改正した宝永令は、和文体で書かれ、内容も具体的に整序立てて書かれた斬新な内容であったが、わずか7年で廃止された。

以下、元和令・寛永令・天和令について、とくに大名の取締りに関する主要な条項を掲げておく。

《史料①》 武家諸法度（元和令）

- 一、自今以後、国人ノ外、他國ノ者ヲ交置スベカラザル事。
一、諸國ノ居城修補ヲ為スト雖モ、必ズ言上スベシ。況シヤ新儀ノ構營堅ク停止令ムル事。
一、私ニ婚姻ヲ締ブベカラザル事。
一、諸大名參覲作法ノ事。
右、此ノ旨ヲ相守ルベキ者也。
慶長廿年卯七月 日

（註）1615年7月13日、慶長から元和に年号が変わっている。

《史料②》 武家諸法度（寛永令）

一、大名小名，在江戸交替，相定ル所也。每歳夏四月中參勤致スペシ。従者ノ員數近來甚
多シ，且ハ国郡ノ費^{ついえい}，且ハ人民ノ勞也。向後其ノ相應ヲ以テ，之ヲ減少スベシ。

一、私ノ閥所，新法ノ津留，制禁ノ事。

一、五百石以上ノ船停止ノ事。

寛永十二年六月廿一日 御朱印

《史料③》 武家諸法度（天和令）

一、養子は同姓相応の者を撰び，若之無きにおゐては，由緒を正し，存生の内言上致すべし。
五拾以上十七以下の輩末期に及び養子致すと雖も，吟味の上之を立つべし。^{たとえ}縦，実子と
雖も筋目違たる儀，之を立つべからざる事。

附，殉死ノ儀，^{いよいよ} 弥 制禁せしむる事。

天和三年七月廿五日

(B)

鎌倉時代の御家人制度と同様に、江戸時代の封建制度においても、主従関係は、御恩（主君から家臣への）と奉公（家臣から主君への）によって成立するものであった。軍役の他、様々な義務、普請といった主君に対する「奉公」に応じて、所領が「御恩」として下されるのであるが、これが、幕府の大名への統制強化により、主君から家臣への「安堵」という観点に立つようになったのが、江戸時代の大名統制である。その主従関係としては、將軍の代替わりごとに江戸城で誓紙を捧げて忠誠を誓い、所領安堵状を受けて、主従関係を更新した。家の相続に当たっても、主君である將軍の許可が必要であり、死の床にあたっての相続では、家にとって正当な相続人とは考えられず、將軍が所領安堵を行う暇もない。それだけでなく、將軍も安心して所領を預けるわけにはいかないのであった。

このように、末期養子の禁は、封建的主従関係の論理にはかなったものであったが、そのため、嗣子がないための「お家取り潰し」が急増した。

このような「お家取り潰し」に見られる幕府の武断政策は、幕府権威を揺るぎないものとしたが、その一方で、莫大な数の牢人を発生させるなど、社会不安を生み出すところともなった。そのような状況を受けて、4代將軍家綱の頃には、武断政治から文治政治への転換がはかられていたのである。

【解答のポイント】

(A)

- ①居城の無断での修復・築造の禁止
- ②⇒大名の軍事力強化、内乱防止のため
- ③私的婚姻の禁止
- ④⇒大名間の横の結合を防止

(B)

(封建的主従関係 = 知行地給与を通じた主従間で結ばれる御恩と奉公の関係)

- ①知行地給与は主君の恩恵で、家臣の自由処分は許されない



- ②相続人が奉公を誓って初めて知行地を再給与するのが原則
(養子を含む「家」の存続に関する事柄は、主君の統制を受ける)

解答例

A 幕府は大名が国内軍事力を強化し内乱を誘発することを危険視し、居城の無断修補を禁じた。また婚姻による大名間の横の結合が幕府転覆の動きにつながることを恐れ、大名間の私的婚姻を禁じた。

(90字)

B 封建社会では知行地給与は主君の恩恵であるため、正当な相続人が再び奉公を誓って初めて知行地を再給与するのが原則であった。

(60字)



会員番号	
------	--

氏名	
----	--